

令和4年度 一般社団法人岐阜県農畜産公社事業計画書

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

I 法人の概況

- 1 移行年月日 平成25年4月1日
※平成11年4月1日付け(社)岐阜県畜産開発公社(昭和48年4月28日設立)
と(財)岐阜県農業公社(昭和47年6月1日設立)が統合

2 定款に定める目的

公社は、岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 畜産生産基盤の整備
- (2) 農地の集積・集約化
- (3) 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援
- (4) 農産物の安全ブランド化の推進
- (5) 優良な乳用牛及び肉用牛の育成
- (6) 優良な肉用牛資源の供給
- (7) 畜産公共施設の維持管理業務の受託
- (8) その他公社の目的達成に必要な事業

4 所管官庁に関する事項

岐阜県農政部農政課

5 会員の状況及び出資金・出捐金

(1) 出資金

会 員 (構成員)	出 資 金 (千円)	備 考
岐阜県	230,000	(基本財産)
岐阜県酪農農業協同組合連合会	18,000	
全国農業協同組合連合会	14,000	
岐阜県信用農業協同組合連合会	13,000	
岐阜県農協中央会	500	
計	275,500	

6 主たる事務所・事業所等の所在地

主たる事務所 岐阜市藪田南5-14-12

(分室：岐阜市下奈良2丁目2番1号)

事業所等 東濃牧場 恵那市長島町鍋山4-66

飛騨牧場 高山市清見町檜谷116-4

(岐阜駐在：岐阜市藪田南5-14-12)
 (関駐在：関市平和通6-11-1)
 (美濃駐在：美濃市生櫛1612-2)
 (郡上駐在：郡上市八幡町初音1727-2)
 (恵那駐在：恵那市長島町正家後田1067-71)
 (高山駐在：高山市上岡本町7-468)

7 役員等に関する事項

令和4年3月24日現在

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別	所 属 職 名	備 考
理事長	宗 宮 正 典	常勤		
理事	長 尾 安 博	非常勤	岐阜県農政部長	
理事	朝 日 修	非常勤	岐阜県酪連代表理事会長	
理事	山 内 清 久	非常勤	全農岐阜県本部運営委員会会長	
理事	櫻 井 宏	非常勤	岐阜県信連経営管理委員会会長 兼岐阜県農協中央会会長	
理事	村 下 貴 夫	非常勤	(一社)岐阜県畜産協会会長	
理事	岩 井 豊太郎	非常勤	(一社)岐阜県農業会議会長	
理事	後 藤 昌 宏	非常勤	岐阜県指導農業士連絡協議会会長	
理事	國 枝 慎太郎	非常勤	岐阜県議会議員	
理事	布 俣 正 也	非常勤	岐阜県議会議員	
監 事	西 村 寿 文	非常勤	全農岐阜県本部長	
監 事	渡 邊 茂 典	非常勤	岐阜県信連代表理事理事長	

- (1) 新定款第19条に定める定数
 理事：8名以上15名以内
 監事：2名以内
- (2) 就任数
 理事：10名
 監事：2名
- (3) 任 期
 理事：令和3年6月30日から令和5年度定時総会まで
 監事：令和3年6月30日から令和7年度定時総会まで

8 職員に関する事項

令和4年3月24日現在

職 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	45名	3名	51歳 8ヵ月	6年11ヵ月
女 性	12名	2名	48歳 8ヵ月	4年 6ヵ月
合計又は平均	57名	5名	51歳 1ヵ月	6年 5ヵ月

(注) 上記職員数には、専門員までが含まれる。

9 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

(単位 : 千円)

事業年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
前期繰越収支差額	126,920	108,309	87,158	85,054
当期収入合計	1,312,611	1,427,516	1,453,428	1,407,576
当期支出合計	1,331,222	1,448,667	1,455,532	1,410,518
当期収支差額	△ 18,611	△21,151	△ 2,104	△ 2,942
次期繰越収支差額	108,309	87,158	85,054	82,112
資産合計	1,111,694	1,113,788	1,119,588	1,072,434
負債合計	694,166	684,200	675,967	645,722
正味財産	417,528	429,588	443,621	426,712
うち当期正味財産 増減額	△ 11,931	12,060	14,033	△ 16,609

II 事業計画

【1】基本方針

近年の日本農業を取り巻く環境は、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大で、我が国の農畜産業も大きな影響を受けている。更に相次いで大型自由貿易協定（メガFTA）が発効し、かつて経験したことのない外圧による農畜産物への影響が懸念されている。また、国内の生産現場では、後継者難や耕作放棄地の増加、近年多発する大規模自然災害や環境問題等、ますます厳しい状況となっている。世界的な食料危機がいずれ訪れると言われている一方、日本は、食料の6割を外国に依存しており、食料の安全・安心や安定供給が強く求められている。

国においては、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定し、副題の「我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐため」とあり、持続可能な農業・農村作りと食料の安定供給を目指している。こうした中、現政権の重要課題である環境負荷低減に向けては、「みどりの食料システム戦略」を公表し、技術開発やモデル地区づくり等を支援するほか、昨年初めて1兆円を超えた輸出促進については、2030年までに5兆円規模にするという目標を立て、輸出強化を図ることにしている。

本県においても、令和3年3月に新しい「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくりに向け、多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくりを重点課題として、令和3年度から5年間で新たな担い手：2,200人・経営体を育成する「新・担い手育成プロジェクト」に取り組んでいる。加えて、アフターコロナを見据えた農業版DX化やSDGs等の取組・推進も図ることにしている。

こうした中、当社は、平成29年4月に「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を設置し、ワンストップ農業支援窓口として、新規就農者の確保と定着、担い手の経営支援を行っている。さらに、平成30年度からは、同センター内に「農福連携推進室」を設置し、農福連携の推進・強化を図っている。そして、令和2年度からは、「岐阜県産農産物の安全ブランド化」を推進するため、「ぎふ清流GAP推進センター」を開設し、「ぎふ清流GAP評価制度」の推進・普及を図っている。

また、引き続き県民の安定した食料確保を目指して、担い手農家への農地集積・集約を図り、優良乳用初妊牛や肉用牛の供給等を通して、岐阜県農業の生産基盤の充実と元気な農業の構築を目的に、県及び関係機関と連携して積極的に事業を推進する。

【2】事業計画内容

〈畜産部門〉

1 優良な乳用牛及び肉用牛の育成事業及び肉用資源の供給拡大事業

最近の畜産を取り巻く情勢は、畜産農家の高齢化や離農による担い手不足が深刻な問題となっている。この他にも相次ぐ家畜伝染病の発生を受けて、「家畜伝染病予防法」が改正されており、生産者には家畜飼養衛生管理基準の徹底と防疫体制の強化が求められている。更には、新型コロナウイルス感染症拡大・長期化に伴う景気低迷、相次いで発効したメガFTAの影響や、為替相場の変動や輸送コストの上昇等による購入飼料を始めとする生産資材の高騰から経営収支の悪化が懸念されている。こうした中、県内農家のニーズに合った優良な後継牛を育成し、安定的に供給することが公社の重要な使命と認識している。

以上のことを踏まえ、公社は、東濃、飛騨牧場の指定管理者としての責務を果たしながら、本県酪農と肉用牛振興の推進に努めると共に、農家に信頼される自立した牧場運営を目指して令和4年度は、以下の事業を実施する。併せて、家畜飼養衛生管理の体制強化を図るため、HACCP方式の導入に引き続き取り組むことにしている。また、本年10月には「第12回全国和牛能力共進会鹿児島県大会」が開催される。県内関係者が、「飛騨牛」の和牛日本一奪還に向け一丸となって進む中、公社としても共に取り組み、寄与していくことにしている。

(1) 家畜育成事業

ア 東濃牧場

① 乳用雌牛の育成事業

・ 哺育牛の育成事業

県内酪農家の自家産で後継牛を確保したいという強い要望から、優良な乳用雌子牛を農協を通じて新たに年間450頭（R3年度見込み：450頭）を買い取り、おおむね6ヶ月齢まで哺育育成する。

・ 育成牛の育成事業

哺育育成を終了した育成牛を初妊牛として、県内酪農家に480頭（同460頭）を譲渡する。

・ 受精卵移植事業

肉用子牛の増頭を図るため、飛騨牧場で採卵した優良な受精卵120卵（同40卵）を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

岐阜県畜産研究所が開発した性別別受精卵の保存技術を活用して、乳用牛から採卵し性別別された雌受精卵50卵を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで哺育育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に25頭（同25頭）を譲渡する。また、和牛繁殖牛の更新向けに雌子牛2頭を繁殖素牛として内部保留する。

③ 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛等を受託し、放牧育成を行う。

・ 予定受託実頭数：20頭（同8頭）

・ 予定受託延頭数：2,000頭（同821頭）

イ 飛騨牧場

① 肉用牛の繁殖育成事業

和牛繁殖雌牛を夏山冬里方式で飼育し、255頭（同257頭）の子牛生産を行う。

優秀な牛群整備と繁殖雌牛増頭のために育種価等により選抜した能力の高い産子を新たに20頭を内部保留し、牛群の改良・増頭を図るとともに、引き続き新たな牛群整備のため、7頭（同8頭）を外部導入する。

また、全国的な発生が見られる牛白血病の対策（抗体検査による牧区分け、放牧中の定期的な忌避剤塗布等）を進め、牧場の清浄化・維持を図る。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に190頭（同181頭）を譲渡する。

③ 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛を受託し、放牧育成を行う。

・ 予定受託実頭数：50頭（同81頭）

・ 予定受託延頭数：5,000頭（8,305頭）

④ 育成牛の能力調査事業

遺伝的能力のはっきりしていない初産牛子牛について、肉質調査のため新たに21頭（同22頭）を保留し、肥育を行い肉質を調査する。

⑤ 和牛初妊牛譲渡事業

肉用繁殖経営の規模拡大・新規参入を推進するため、新たに10頭（同8頭）を初妊牛候補牛として保留し、14頭（同6頭）を県内繁殖農家に譲渡する。

⑥ 受精卵供給事業

和牛繁殖雌牛の改良及び和牛の増頭に寄与するために、650卵（同250卵）の優良受精卵を採取し、500卵（同250卵）を県内農家に販売する。また、120卵（同40卵）を東濃牧場に供給し、改良用として30卵を保留する。

(2) 畜産振興事業

優良な繁殖雌牛群整備のため、令和3年度に引き続き国の補助事業を利用して外部導入を実施し、(一社)岐阜県畜産協会から助成を受けて、内部保留の事業を実施する。

事業名	事業費(千円)	実施牧場	事業内容	備考(助成額)
公共牧場機能強化等体制整備事業	6,650	飛驒牧場	・導入7頭分	国庫補助金 (1,722千円)
優良繁殖雌牛保留支援事業	5,148	飛驒牧場	・保留10頭分	(一社)岐阜県畜産協会 (1,170千円)
計	11,798			

2 畜産公共施設の維持管理業務受託事業

(1) 県営牧場維持管理業務受託事業

県から東濃牧場及び飛驒牧場の土地、建物及び施設等の維持管理業務を受託し、管理運営を行う。

事業名	事業費(千円)	受託先	実施牧場	業務内容
牧場管理受託事業	25,564	県(19,288千円)	東濃牧場 飛驒牧場	・土地、建物、施設、 物品の維持管理 ・使用承認事務等

(参考：各牧場の面積)

区分	東濃牧場	飛驒牧場	計	
面積	採草地	53 ha	44 ha	97 ha
	放牧地	122 ha	237 ha	359 ha
	その他	67 ha	127 ha	194 ha
	計	242 ha	408 ha	650 ha

3 畜産生産基盤整備事業

既存の畜産地帯の再整備を推進し、今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の拡充、畜舎や家畜排せつ物処理施設等の整備を行い、生産及び流通単位としての生産団地を建設整備する。

令和4年度は、郡上第二地区で3年度繰越事業を実施するとともに、3年目となる畜産担い手育成総合整備事業を実施する。

○郡上第二地区

(1) 畜産担い手育成総合整備事業

- ・実施年度 : 令和2年度～6年度
- ・実施市町村 : 郡上市

・令和3年度繰越事業

事業種目		事業量	事業費(千円)	備考
基本施設整備	草地整備改良	3.2 ha	3,656	
利用施設整備	家畜排せつ物処理施設整備	2棟	196,790	堆肥舎2棟
測量・試験費		1式	3,740	堆肥舎施工監理
合計			204,186	

(注) 金額は直工事費ベース

・令和4年度事業

事業種目		事業量	事業費(千円)	備考
基本施設整備	草地整備改良	9.6 ha	19,200	
利用施設整備	繁殖・分娩牛舎整備	1棟	119,465	
	家畜排せつ物処理施設整備	1棟	59,885	
	雑用水施設整備	1式	5,500	
農機具導入		2台	32,230	堆肥切返機
測量・試験費		1式	4,800	牛舎等施工監理
合計			241,080	

(注) 金額は直工事費ベース

[ぎふアグリチャレンジ支援センター]

〈 農地部門 〉

4 農地中間管理事業

担い手への農地集積・集約化を促進するための「農地中間管理事業を推進に関する法律」が制定され、公社が、同法に基づく農地中間管理機構として平成26年3月に県より指定を受けた。

本県における担い手への農地集積割合が約4割弱(令和2年度末)にとどまる中で、担い手を中心とした農業構造への転換は急務の課題であり、岐阜県が定めた「岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「県基本方針」という。)」に基づき、農地の借受け・貸付けを実施し、担い手への農地集積・集約化の加速を図っている。なお、令和元年5月に「農地中間管理機構法」が改正され、農地の貸借事業が機構に一元化となっており、2年度から本格的に施行となっている。同改正法の周知を図り、本事業の普及・拡大に努めている。また、令和4年度は、機構関連事業を利用して遊休農地の解消し、農地集約化を支援する事業を実施する。

(1) 農地の借受・貸付

(単位：h a)

区 分	R 3 末累積見込	R 4 計画	R 4 末累計見込
農地の借受	9, 6 1 0. 3	2, 5 5 0. 0	1 2, 1 6 0. 3
うち貸付	9, 6 0 9. 6	2, 5 0 0. 0	1 2, 1 0 9. 6
うち中間保有	0. 7	5 0. 0	5 0. 7

※県基本方針に定められた担い手が利用する農地の目標面積（H35：43,212ha）の6割程度（H35：25,500ha）を農地中間管理事業で担うことを公社目標とする。

(参考) 県基本方針における推進目標

○ 担い手が利用する農地の面積及び集積率
H26：16,992ha、29.7% → H35：43,212ha、78%

(2) 遊休農地解消緊急対策事業（新規）

機構（公社）が借り受けた遊休農地を機構関連事業を利用して、簡易な農地整備を実施し、担い手に貸し付ける。

5 農地売買等事業

本事業は、「農業経営基盤強化促進法」で定める特例事業として旧農地保有合理化事業の継続事業であり、農業委員会のあっせん等により、経営規模縮小農家から農地を買い入れ、農業経営の規模拡大に意欲のある農家等に対し売り渡すものである。

(1) 売買事業

令和4年度は、事業の普及啓発並びに取引情報の早期把握に努め、売買リスクが生じない手法で行うこととする。

(2) 長期保有農地有効活用事業

(単位：h a、千円)

区 分	面 積	小作料等	備 考
担い手農家への貸付	1. 3	2 5	本巢市
R 3 実績	1. 3	2 5	本巢市

〈 担い手・農福連携部門 〉

6 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援事業

最近の農業生産現場では、就農従事者の高齢化や離農が進み、担い手（人材）不足が深刻化しており、新規就農者の育成・確保・定着が急務となっている。こうした中、基本方針に述べたと

おり、岐阜県方式による支援体制を強固にするため、平成29年4月に就農相談から研修、営農定着までを一貫して支援する「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を、公社に設置したところである。

公社は、関係機関の協力を得て同センターの円滑な運営を図り、ワンストップ農業支援窓口として、これまでの新規就農者の多面的支援に加え、営農定着のための担い手経営支援を行っている。また、令和元年度から農業分野の労働力確保に向けて、外国人人材の活用を目的として相談を受け付けている。

※平成25年度に「農業経営基盤強化促進法」の一部が改正され、新規就農者の多面的な支援を行う「青年農業者等育成センター」が位置づけされている。公社は、岐阜県から同センターの指定を受けており、その機能を引き続き担っている。

なお、就農支援資金の貸付等業務については、平成26年度の新規貸付分から（株）日本政策金融公庫が行うことになり、公社は既貸付分の償還業務を引き続き行っている。

(1) 就農・就業相談窓口事業

就農相談員2名と地域就農アドバイザー3名に加え、県農業会議及びJAグループからの職員が常駐し、就農相談から法人化や企業の農業参入までをワンストップに対応し、土地利用や資金面などあらゆる相談、情報提供、研修を行う。

① 就農・就業相談業務

- ・就農・就業相談（面談、メール、電話）
- ・就農相談会、就農セミナーの開催
- ・就農関連情報収集・HPによる情報発信
- ・啓発資料作成・配付
- ・第3者継承等に係る相談等
- ・就農体感ツアー 等

② 就農支援研修業務

- ・農業やる気発掘夜間ゼミ
- ・就農体験研修
- ・研修・営農定着ネットワーク交流会 等

③ 企業の農業参入支援業務

- ・企業等の農業参入相談
- ・企業参入セミナーの開催
- ・企業等の農業参入に係るマッチング 等

④ 外国人材の活用相談業務

- ・活用相談
- ・相談会、研修会等の開催
- ・労働環境改善に向けた専門家派遣 等

⑤ 就農応援隊支援業務

- ・就農を地域ぐるみで応援する就農応援隊の連携を図る事務局となり、各応援隊の円滑な運営を支援する。

(2) 農業経営者法人化等総合サポート事業受託事業（新規）

県からの委託を受けて、就農希望者や経営面での課題を有する農業者に対し、就農、法人化・経営継承等に関する支援を行う就農サポート・経営サポート活動を実施する。

① 経営サポート活動業務

- ・法人化相談及び専門家（税理士等）の派遣
- ・指導者養成講座の開催
- ・農業経営体育成講座（農業経営塾）の開催
- ・農業法人に係る情報収集、データベース化 等

② 就農サポート活動業務

- ・新規就農・就業相談（面談、メール、電話）
- ・就農関連情報収集及び情報発信
- ・啓発資料作成・配付

(3) 無料職業紹介事業

平成17年9月1日に厚生労働大臣の事業許可を受け開設した無料職業紹介所を活用し、青年等の農業法人等への就業を進め、経営規模の拡大を図るとともに岐阜県農業を担う新規就農者の育成確保に努める。

(4) 農業次世代人材投資事業

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）の資金を交付する。

農業次世代人材投資資金交付計画

区 分	事業計画	R3見込み	増 減	備 考
給付対象者（人）	42	30	12	継続：9人 新規：33人
給付総額（千円）	63,000	40,750	22,250	

7 農福連携支援事業

政府は、平成28年6月に閣議決定した「一億総活躍プラン」の中で農福連携の推進を掲げ、支援事業を展開している。農福連携の推進により、障がい者の就労機会の拡大と農業者にとっては労働力の確保につながることを期待している。そこで、平成30年4月に農福連携の推進・強化を図るため、公社内に「農福連携推進室」を設置し、農福連携のワンストップサービスを実施するとともに、以下の事業等に取り組んでいる。

(1) 農福連携推進活動事業

障がい者の自立と農業分野での就労を促進するため、新たに障がい者を受け入れる農業者の取組みを支援している。印刷物や研修会、相談会等を通じた啓発、農業者が障がい者施設に農作業を初めて委託するか雇用する場合の費用助成、農福連携の取組みを現場で支援する農業ジョブコーチの育成・派遣等を行う。さらに、令和4年度は、アフターコロナの一環と

して、コロナ禍による物販・委託業務の減少により高まった農業分野での就労意欲を支援するため、農福連携推進モデルを創出し、支援（助成）することになっている。

- ① 農福連携の啓発と農業就労支援の実施
 - ・農福連携推進研修会の開催等
 - ・障がい者受入体験助成
 - ・農業ジョブコーチの派遣
- ② 農福連携推進モデル事業（新規）
 - ・農業経営体が障がい者の働きやすい環境整備に対する助成
 - ・福祉事業所が農業参入するための施設等整備に対する助成
 - ・ノウフク J A S 認証取得助成

（2）障がい者農業参入チャレンジ事業受託事業

障がい者の新たな就労分野として農業に進出するために必要な農作業等の受委託のマッチングや技術サポート、農業と福祉の相互理解を促進するためのセミナーを行うことで、福祉と農業の地域連携を深め、障がい者の就労の場の拡大や工賃向上、農業者の担い手確保を図る。

〈ぎふ清流GAP推進センター〉

8 農産物の安全ブランド化推進事業

農業（農産物の生産）に求められる最も重要な視点は、消費者に安全・安心な食品を提供することであり、この食品の安全を確保する取組がGAP（農業生産工程管理）である。また、この取組は、食品安全だけでなく、環境保全、人権保護、農場経営管理に関する取組を行うことで持続可能な農業生産につなげ、より良い農業経営を実現するというもので、GAPの取組が重要となっている。

このため、県は、GAP実践の定着・拡大を通じて県産農産物の安全ブランド化を推進し、農業者への支援、消費者の認知度向上に取り組んでいる。そうした中、令和2年度に公社内にGAPの拠点組織となる「ぎふ清流GAP推進センター」を開設し、県及び全国農業協同組合連合会岐阜県本部と共同で、「ぎふ清流GAP評価制度」の運用と推進を図っているところである。

令和4年度は、以下の事業を実施する。

（1）ぎふ清流GAP推進事業

「ぎふ清流GAP推進センター」に専門の農場評価員と組織評価員を配置し、GAP拠点組織として、「ぎふ清流GAP制度」の運用、GAP相談窓口、GAP認証のサポートを実施する。

- ① ぎふ清流GAP評価制度の運用と農場評価の実施
 - ・県からの委託を受け、センターの専門評価員による農場評価の実施
 - ・GAP相談窓口の運用と産地の取組支援
 - ・GAP認証のサポート
- ② ぎふ清流GAP評価制度の啓発・普及
 - ・農業者や指導者を対象とした制度説明会の開催
 - ・消費者の理解を深める動画作成・配信
 - ・啓発資料作成、配付

(2) G A P指導員の育成事業

県内産地におけるG A Pの取組拡大を目指すため、G A Pに対する正しい知識と力量を備え、農業経営におけるリスクを発見し、改善について農業者を指導できる指導員を育成する。

① G A P指導員の養成・維持更新

- ・ 県職員やJ A職員などのG A P指導員の新規養成と維持更新のための研修の実施
- ・ 組織評価員を育成するためのステップアップ研修の実施
- ・ G A Pの取組を実践する農業者に対する技能研修の実施

〈 その他 〉

9 牧場ふれあい事業

自然に恵まれた東濃牧場及び飛驒牧場を広く県民に開放し、憩いの場所を提供するため、次の事業を行う。

(1) 東濃牧場

牧場作業の体験、畜産の加工体験、家畜とのふれあい及びイベントの開催場所の提供等を行う。

(2) 飛驒牧場

県民に牧場の景観等の提供を行うため、条件付きで牧場の開放を行う。

開放期間：毎年7月から翌年3月まで

開放条件：団体に限る、牧場運営に支障を来さない期間・場所、携帯電話必携等